

平成26年11月7日

株式会社 山陰合同銀行

## ビジネスインターネットバンキングの不正送金被害にかかる補償制度開始のお知らせ

山陰合同銀行（頭取 久保田 一朗）では、『ごうぎんビジネスインターネットバンキングサービス』（以下、本サービス）を安心してご利用いただくために、平成26年12月1日（月）より、本サービスにかかる預金等の不正な払戻し被害に対する補償制度を開始いたしますのでお知らせいたします。

昨今、法人向けインターネットバンキングサービスにおいて、不正な手段により暗証番号等を盗み取り、不正送金等によりお客さまのご預金を詐取する事案が全国的に数多く発生しております。

今後も山陰合同銀行では、インターネットバンキングのセキュリティ機能を強化し、安心してご利用いただけるサービスの提供に努めてまいります。

記

### ＜ごうぎんビジネスインターネットバンキングの補償制度の概要＞

|   |        |                                                                                                                                                                                                         |
|---|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 対象取引   | ごうぎんビジネスインターネットバンキングサービス<br>※上記サービスをご利用の法人および個人事業主のお客さまが対象となります。                                                                                                                                        |
| 2 | 制度の概要  | 本サービスをご利用中のお客さまが、第三者による不正アクセス等を受け、預金等の不正な払戻しが発生した場合に、お客さまの被害金額（払戻額および手数料、利息に相当する金額）を当行が補償させていただきます。                                                                                                     |
| 3 | 補償金額   | 1 事故あたり最大 3,000 万円<br>※具体的な補償の内容については、お客さまそれぞれのご利用状況、セキュリティ対策の状況および被害の状況を具体的に伺い、警察当局の捜査結果等を踏まえ、当行が個別に判断いたします。<br>※ウイルス対策ソフトや電子証明書方式を利用されていない場合など、補償の対象とならないケースがございます。主な補償条件については「補償制度の概要」（別紙）に記載しております。 |
| 4 | 制度の開始日 | 平成26年12月1日（月）                                                                                                                                                                                           |

※ 平成26年11月7日現在、当行において本サービスにおける不正送金の被害事例はございません。

以上

## 補償制度の概要

### 1. 補償を検討させていただくうえで必要なこと(補償の前提条件)

|   |                                                    |
|---|----------------------------------------------------|
| 1 | 不正送金、不正利用の被害が発生した翌日から 30 日以内に当行へ事故の届出を行っていただいていること |
| 2 | 警察への被害届が提出され、受理されていること                             |
| 3 | 警察、当行（調査機関を含みます）の調査に対し、お客さまより十分な説明、資料の開示が行われていること  |

### 2. 補償の対象とならない場合（主なもの）

|    |                                                                                                    |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | お客さま、または従業員等の故意もしくは重大な過失、または法令違反による損害である場合やお客さま、従業員等が加担した不正による損害である場合                              |
| 2  | 被害状況についての説明において、重要な事項に偽りの説明があった場合                                                                  |
| 3  | 直接間接を問わず、第三者からの指示または脅迫に起因して生じた損害である場合                                                              |
| 4  | 正当な理由なく、パスワードや専用カード（乱数表）等を安易に第三者に回答もしくは渡した場合                                                       |
| 5  | パソコン、携帯電話等が盗難に遭った場合、その端末にパスワード等を保存していた場合                                                           |
| 6  | 当行が注意喚起しているメール型のフィッシング画面に不注意でパスワード等を入力した場合                                                         |
| 7  | お客さまの故意または重大な過失によって、本サービスの不正使用防止措置の効力を弱める行為があった場合                                                  |
| 8  | なんらウイルス対策（ウイルス対策ソフトならびに当行が無償で提供している <b>PhishWall プレミアム</b> ）の講じられていない利用者および管理者のパソコンからパスワード等が流出した場合 |
| 9  | 利用者が使用するパソコンに <b>電子証明書方式</b> が導入されていない場合                                                           |
| 10 | 天変地異、戦乱等、著しい社会秩序の混乱時に生じた損害である場合                                                                    |

※ PhishWall（フィッシュウォール）プレミアムと電子証明書方式については、ごうぎんで無償提供させていただいております。

### 3. 補償を減額する場合（主なもの）

|   |                                                                                                                  |
|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 当行が指定する正規の手順で電子証明書を使用していない場合                                                                                     |
| 2 | 本サービスで使用するパスワード等を定期的に変更していない場合                                                                                   |
| 3 | 当行の推奨環境以外で本サービスを利用している場合                                                                                         |
| 4 | 取引通知の E メールアドレスを登録していない場合                                                                                        |
| 5 | 登録している E メールアドレスがフリーメールアドレス（Web メール）である場合                                                                        |
| 6 | 本サービスで使用するパソコンの基本ソフト（OS）、ブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを製造・販売元が提供する修正プログラムによって最新の状態に更新されていない場合やサポート期限が終了した状態で使用している場合 |

なお、本取組みについては、平成 26 年 7 月 17 日付全国銀行協会が公表した「法人向けインターネット・バンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する補償の考え方」を踏まえ対応するものです。